データ復旧　お申込書

受付日	年　月　日	担当	

この1枚目にご記入のうえ、媒体と一緒に同梱してお送りください。　　受付番号（当社記入）＿＿＿＿＿＿

1．送付先（どちらか一方をお選びください）　記入日　年　月　日

☐ 本社（仙台）　〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡4-5-8 1F

☐ 新橋Lab（東京）　〒105-0004 東京都港区新橋5-12-11 7F

☐ **利用規約および個人情報の取扱い**（本紙下部URL）に同意のうえ、データ復旧を申し込みます。

開封・分解は別途承認（規約第2条）。有料診断は第3条、長期未引取り・返送不能時の対応は第8条をご確認ください。
個人：左の「お名前・法人名」欄に本人が署名。法人：左に法人名、右に担当者名をご記入ください。
代理人の場合は、2枚目「代理申込確認書・委任内容確認」にもご記入のうえ、同梱してください。

2．お客様情報

住所は配送返却・長期未引取り時の返送に使用します。変更時はご連絡ください。受信可能なメールアドレスをご記入ください。

お名前・法人名 本人申込みは署名兼用	フリガナ	**法人のご担当者** 法人の場合のみ	フリガナ
ご住所	〒　-		
ご連絡先電話番号		**メール**	

3．お預けいただく障害媒体（わかる範囲で結構です。不明な項目は空欄で構いません）

S/Nは媒体の取り違い防止に使用します

障害媒体の種類	☐ HDD ☐ SSD ☐ USBメモリ ☐ SDカード・メモリカード ☐ NAS・RAID （　台構成） ☐ スマートフォン・タブレット ☐ パソコン本体ごと ☐ サーバー ☐ その他（　）				
メーカー		**型番・機種名**			
S/N・製造番号		**容量**		**台数**	台
OS・環境	☐ Windows（　） ☐ macOS（　） ☐ Linux（　） ☐ その他 ☐ わからない				
パスコード・暗号化	☐ なし ☐ あり ☐ 不明	他社での作業	☐ なし ☐ あり（社名：　）		

4．障害が発生した日時と、そのときの状況

最後に確認した症状をご記入ください。再通電は不要です。

発生日時	年　月　日ごろ　☐ 不明
症状	☐ 認識しない ☐ 電源が入らない ☐ 異音がする ☐ 読み書きできない ☐ フォーマットを要求される ☐ 誤って削除・初期化した ☐ 水没・落下 ☐ 火災・災害 ☐ その他（　）

5．復旧をご希望のデータ

（）内はソフト名・形式等を分かる範囲で記入。不明は空欄で構いません。

データの種類	☐ 画像（　） ☐ 動画（　） ☐ 音声（　） ☐ データベース（　） ☐ Office関係（Word・Excel・PowerPoint） ☐ メール（　） ☐ 設計・図面（CAD）（　） ☐ Adobe関係（Illustrator・Photoshop・PDF） ☐ 会計・業務システム ☐ その他（　）
保存場所・フォルダ名など	例：D:¥業務¥2025 の中の見積書、デスクトップの「写真」フォルダなど

6．同梱品・ご返却方法・ご連絡方法

同梱品 （障害媒体以外）	☐ 電源アダプター ☐ 接続ケーブル ☐ 箱 ☐ その他（　）		
復旧データの保存媒体	☐ 同梱します（新品または初期化済みのもの） ☐ 弊社で用意を希望（別途費用）		
ご返却方法	☐ ご来店（受付店舗でお受け取り） ☐ 配送（送料はお客様のご負担）	ご連絡方法	☐ メール ☐ 電話 ☐ その他（　）

7．備考欄

代理申込確認書・委任内容確認

別紙（窓口・宅配共通）／**代理人による申込み・手続を行う場合のみ**ご使用ください。

株式会社データリカバリー
TEL 050-1745-9559（24時間365日受付）
https://data-recovery.co.jp

申込書本体に添えてご提出ください。個人のお客様がご本人で申し込む場合は、記入不要です。
代理の手続で委任内容を確認するための書類です。法人担当者にも、権限確認のため提出をお願いする場合があります。

1．申込書との対応・契約者

受付番号（当社記入）		**記入日**	年　月　日
契約者名（個人・法人）			

2．代理人情報

代理人氏名	フリガナ
契約者との関係 所属・役職等	
電話番号	
メールアドレス	

3．委任する範囲

契約者本人（法人の場合は権限のある方）が選択してください。未選択の事項は委任しません。

☐ 申込み・利用規約への同意	☐ 障害媒体の持込み・預け入れ
☐ 見積り・診断結果等の受領（復旧データそのものの受領は含みません）	
☐ 有料診断の承諾	税込上限：＿＿＿＿＿＿＿＿ 円まで
☐ 復旧作業の発注・追加料金の承認	合計税込上限：＿＿＿＿＿＿＿＿ 円まで
☐ 障害媒体の取り外し・開封・分解に関する作業の承認 承認権限の委任です。作業内容・保証への影響・原状復帰できない可能性等の説明後、別途承認します（一括同意ではありません）。	
☐ 復旧データ・保存媒体の受取り	☐ 障害媒体・機器・付属品の受取り
☐ 返送先の変更（変更先は別途、書面等で確認します）	

費用上限が未記入の場合は、有料の手続を承認する前に、契約者本人（法人の場合は権限のある方）へ確認します。
本書は上記受付案件に限り有効です。委任内容の変更・撤回は速やかに当社へご連絡ください。

4．委任意思の確認・署名

上記契約者は、選択した範囲の手続を上記代理人に委任します。

契約者の署名 法人：権限のある方の 氏名・役職	
代理人の署名	

別途委任状等で委任意思を確認する場合は、その根拠を下のスタッフ欄へ記録します。

5．スタッフ確認欄

契約者・代理人の本人確認方法等			
委任確認：	☐ 契約者署名　☐ 別途委任状・権限資料　☐ 契約者への直接確認　☐ その他		
確認日	年　月　日	**確認担当**	

確認内容・制限事項等は申込書の備考欄等へ記録し、委任状等の添付資料と一緒に保管してください。
本人確認資料は提示等で確認し、写しは必要な場合のみ当社の管理手順に従って保管します。

お申込みにあたってのご案内

この3枚目以降は同梱不要です。お手元に保管してください。

株式会社データリカバリー
TEL 050-1745-9559（24時間365日受付）
https://data-recovery.co.jp

発送先（1枚目でお選びいただいた方へお送りください）

本社（仙台）	新橋Lab（東京）
〒983-0852	〒105-0004
宮城県仙台市宮城野区榴岡4-5-8 1F	東京都港区新橋5-12-11 7F
株式会社データリカバリー　宛	株式会社データリカバリー　宛

同梱いただくもの

- 申込書の1枚目（記入・署名済み。代理申込みの場合は2枚目も同梱）
- 障害が発生した媒体 ・電源アダプター、接続ケーブルなどの付属品
- 復旧データの保存媒体（ご用意いただける場合。新品または初期化済みのもの）

ご確認事項

- 初期診断・見積りは無料です。復旧料金は利用規約第5条の成功条件によります。正式発注前の中止に復旧作業費はかかりません。
- 弊社への送料はお客様のご負担（元払い）です。着払いでのご発送はお受けできません。
- サーバー、複数台構成のNAS、RAID、スマートフォン、タブレットは詳細診断が有料です。金額を事前にご案内し、承諾後に実施します。復旧できなかった場合も、承諾済みの詳細診断料は発生します（利用規約第3条）。
- 他社で開封済み、または復旧不可と判断された媒体は、詳細診断が有料となる場合があります。申込時にお知らせください。金額は事前にご案内します。
- 見積り・成功条件・確認範囲をご確認いただき、正式発注後に復旧作業を始めます。正式発注前の中止時も、詳細診断料は利用規約第3条第3項に従って精算し、通常の返送料はお客様負担です。
- 正式発注後のお客様都合による中止費用は、利用規約第4条第3項の範囲・上限に従い、発生済みの部品代・作業費等を精算します。
- 開封・分解等は、作業内容と保証への影響、原状復帰できない可能性等を説明し、別途承諾を得て実施します。申込み時の署名や規約同意だけでは承諾とせず、範囲が変わる場合も実施前に改めて承諾を得ます（利用規約第2条）。
- 返却方法は店頭受取りか配送かを選べます。通常の配送送料はお客様負担です。一部復旧・指定なし・包括指定の場合、結果・料金を確認し、書面やメール等で納品を承諾した時に復旧料金が発生します。
- バックアップはデータのお受取りから7日間保管します。不備申出時の延長等は利用規約第7条・第10条をご確認ください。この期間は法令上の請求権を失わせるものではありません。
- 長期未引取り時は利用規約第8条の条件に従い、事前通知の発送・送信翌日から14日以上経過後、返信がなくても最新の届出住所へ着払い返送できます。留保中の復旧データ等は対象外です。返送不能時は個別対応し、自動処分しません。
- NDAの締結、見積書・納品書・請求書・作業報告書（原因調査報告ではありません）の発行に対応しています。
- 新橋Labでのお支払いは、事前に方法をお決めください。カード・QRコード決済はオンラインで、現金は新橋Labで承ります。銀行振込は原則前入金です。支払期限・法人の条件等は利用規約第6条および個別の合意に従います。
- 公費（校費・研究費）でのお支払いに対応しています。ご希望の手続きがある場合はお知らせください。

ご記入にあたって

- パスワード・パスコード・暗号化キーは申込書や備考欄に記入しないでください。必要な場合は担当者から提供方法をご案内します。スマートフォン等は認証情報がないと診断できない場合があります。
- 型番やS/Nが不明な場合は空欄で構いません。S/Nは取り違い防止に使用します。症状を記入するために再通電しないでください。
- 希望データは分かる範囲で具体的に記入してください。種類欄の（）はソフト名・形式等、その他は内容の補足欄です。不明は空欄で構いません。成功条件・料金は正式発注前に説明・合意します。
- 代理申込みは2枚目「代理申込確認書・委任内容確認」にもご記入のうえ、同梱してください。

ご依頼から納品までの流れ

1. 媒体の到着・受付：申込内容と預かり品を確認し、別途「お預かり証」を発行します。内容をご確認のうえ保管してください。
2. 初期診断（無料）：障害の内容と、データ復旧が可能かどうかを確認します。
3. 診断結果とお見積りのご連絡：復旧の可否、金額、納期、成功条件・確認範囲をお知らせします。データ一覧は事前に確認できる場合に提示し、物理的な処置を要する場合等は提示できないことがあります。
4. ご発注：正式発注後に復旧作業へ進みます。発注前の中止時は、詳細診断料を利用規約第3条第3項に従って精算します。
5. データ復旧作業：データを取り出し、結果を報告します。利用規約第5条に従い料金を確定し、ご請求します。
6. 納品・ご確認：所定の支払条件に従い、店頭または配送でお渡しします。納品したデータは、お受取りから7日以内にご確認ください。

※中度・重度の障害、サーバー、複数台で構成されたRAID、スマートフォン、タブレット等の詳細診断は、金額の事前承諾後に実施します。

梱包のお願い

- 媒体は緩衝材で包み、箱の中で動かないよう固定してください。HDD・SSDは静電気防止袋に入れ、お持ちでない場合は気泡緩衝材で1台ずつ包んでください。
- 配送伝票の品名は「ハードディスク」「SSD」等とし、「精密機器」「取扱注意」は取扱指定としてお伝えください。異音がある媒体は通電せず、そのままお送りください。

データリカバリーサービス　利用規約

株式会社データリカバリー
TEL 050-1745-9559（24時間365日受付）
https://data-recovery.co.jp

株式会社データリカバリー（以下「弊社」といいます）が提供するデータ復旧に係る本サービス（第1条に定義します）をご利用のお客様は、以下に定める利用規約（以下「本規約」といいます）の内容に同意したうえで、本サービスの利用を申し込みます。本規約は、民法第548条の2に定める定型約款として、お客様と弊社との間の契約の内容となります。本規約における「消費者」および「事業者」は、消費者契約法第2条の定義によります。

第1条 ＜ 本サービスの定義 ＞

1．本サービスとは、次の各号に定める業務をいいます。
① 初期診断：お客様よりお預かりした障害メディア（ハードディスク、SSD、USBメモリ、メモリカード等）ならびにコンピュータ、サーバー、NAS、スマートフォン、タブレット等の装置（いずれも内部の記録媒体およびデータを含み、以下「障害メディア等」といいます）の障害内容を簡易な方法により確認し、データ復旧の可能性を調査する業務。
② 詳細診断：初期診断の結果、障害メディア等に中度障害または重度障害があると判断された場合、または第3条第2項に定める有料診断対象媒体である場合に、障害メディア等の開封・解体や専用装置を用いた解析により、データ復旧の可能性および見積金額を調査する業務。
③ データ復旧：障害メディア等からデータを回収し、別の記録媒体（以下「復旧データ保存メディア」といいます）に保存のうえ、お客様に引き渡す業務。保存されたデータを以下「復旧データ」といいます。
2．障害メディア等のハードウェアとしての修理・修繕、および障害原因の究明は、本サービスに含まれません。
3．弊社は、本サービスを善良な管理者の注意をもって実施しますが、障害メディア等に記録されていたすべてのデータの復元、および復旧データのすべてが正常に読み出し・利用できることを保証するものではありません。

第2条 ＜ 権利の保証、分解等および暗号化端末に関する承諾 ＞

1．お客様は、媒体・内部データについて適法な権利または依頼権限を有することを保証します。代理申込みの契約者は本人とし、代理人は本人・自己の氏名・連絡先と代理権の範囲を申告し、委任状等で権限を示します。弊社は権限等の確認完了まで受付・作業・引渡し等を保留できます。
2．弊社は、診断およびデータ復旧の過程で、障害メディア等の取り外し、分解、開封、封印シールの剥離、部品の交換、ファームウェアの変更、基板からの記憶素子の取り外しその他の物理的・電気的な処置が必要となる場合、作業内容、対象および次項の影響・リスクを事前に説明し、書面または電磁的方法によりお客様の個別の承諾を得た範囲で実施します。弊社は、承諾を得るまでは対象作業に着手せず、作業内容、対象または影響・リスクが承諾済みの範囲から変わる場合は、実施前に改めて説明し、承諾を得ます。
3．前項の処置により、製造メーカーまたは販売元の保証、サポートもしくは保守サービスを受けられなくなる場合、作業後に障害メディア等を元の状態に戻すことができない場合、または他社での復旧が困難になる場合があります。お客様は、これらの説明を受けたうえで、個別作業の実施の可否を判断します。申込み時の署名または本規約への同意のみをもって、前項の個別の承諾を得たものとは扱いません。代理人に承諾を求める場合は、その個別作業を承諾する権限があることを確認します。弊社は、説明内容、承諾した方、承諾の範囲、日時および承諾方法を記録します。この承諾は、弊社の責めに帰すべき事由による責任を免除するものではありません。
4．スマートフォン、タブレット、暗号化機能を有するストレージ等の障害メディア等については、お客様からパスコード、暗号化キー等（以下「認証情報」といいます）の提供を受けられない場合、または解析によっても暗号化を解除できない場合、データ復旧ができないことがあります。認証情報はお申込書に記入せず、弊社が指定する方法でお伝えいただきます。弊社は認証情報を本サービスの目的以外に使用せず、業務終了後に消去します。
5．お客様は、障害メディア等が他のデータ復旧業者等により開封されたことがある場合（他社での診断または復旧作業の際に開封された場合を含みます）、または他のデータ復旧業者等によりデータ復旧が不可能と判断されたことがある場合、申込時にその旨を弊社に申告するものとします。

第3条 ＜ 診断の実施と結果報告 ＞

1．初期診断は無料で実施します。初期診断および保管に係る契約は、弊社が障害メディア等を受領し、お預り証の交付または受付の連絡をした時点で成立します。弊社は初期診断の終了後、お客様に結果を報告します。
2．次のいずれかに該当する場合、詳細診断は有料とします。弊社は、詳細診断の税込金額を事前にお客様に提示し、お客様が書面または電磁的方法により承諾した場合に限り、詳細診断を実施します。金額を変更する場合も、事前に承諾を得ます。承諾がない場合、弊社は詳細診断を行わず、第4条第2項に従い障害メディア等を返却します。
① 初期診断の結果、中度障害または重度障害があり、復旧可否の判断に詳細診断を要する場合
② サーバー、複数台で構成されたNAS・RAID、スマートフォン、タブレット、その他弊社が料金表等で別途定める媒体（以下「有料診断対象媒体」といいます）である場合
③ 他のデータ復旧業者等により開封され、またはデータ復旧が不可能と判断された障害メディア等であって、弊社がその状態から有料の詳細診断を要すると判断した場合
3．詳細診断の結果、データ復旧が不可能と判断された場合も、前項に基づき承諾を受けた詳細診断の料金は発生します。お客様の都合による中止は、詳細診断の着手前は無料とし、着手後は第4条第3項に準じ、承諾を受けた詳細診断の料金を上限として実費を精算します。
4．診断終了後、弊社は復旧の可否、見積金額および概算納期を報告します。データ一覧は事前に確認できる場合に提示します。開封・部品交換等を要する場合は詳細診断後も提示できないことがあります。正式発注前に、復旧対象、成功条件、確認する事項および確認できない事項を説明し、第5条第1項に従い合意します。

第4条 ＜ データ復旧契約の成立、キャンセルおよび引渡し ＞

1．データ復旧に係る契約は、前条第4項の報告に対し、お客様が書面または電磁的方法によりデータ復旧の実施を指示し（以下「正式発注」といいます）、弊社がこれを受領した時点で成立します。正式発注がない限り、弊社はデータ復旧作業に着手しません。作業範囲または料金を変更する場合は事前にお客様の承諾を得るものとし、お客様から応答がないことをもって承諾とは扱いません。
2．結果報告から14日を経過しても正式発注がない場合、見積は失効し、状態変化に応じ再診断・再見積を行うことがあります。有料の再診断は料金の事前承諾を得て行います。この場合または復旧を希望しない場合、返却方法を確認して障害メディア等を現状のまま返却します。店頭受取りは無料、通常の返送料はお客様負担とします。弊社の責めに帰すべき事由による追加送料は弊社負担とし、長期未引取り時は第8条によります。
3．正式発注後にお客様の都合によりデータ復旧を中止する場合、弊社は、中止の申し出を受けた時点までに実際に要した部品代および作業工数に相当する実費を請求することができます。ただし、その額は見積金額を上限とし、請求にあたっては弊社が費用の内訳を提示します。返品または転用により回収できる部品代は請求しません。お客様が消費者である場合、請求額は同種の契約の解除に伴い弊社に生ずべき平均的な損害の額を超えないものとします。復旧不成功の場合、第5条第4項により納品を受けない場合、および弊社の債務不履行を理由とする解除の場合は、本項の中止には当たりません。
4．復旧データ保存メディアは、お客様にご用意いただくか、お客様の希望により弊社が実費で用意します。お客様にご用意いただいた保存メディアの初期化または既存データの消去は、お客様の承諾を得てから行います。

5．復旧データは店頭受取りまたは配送で引き渡し、通常の送料はお客様負担とします。ただし、弊社の責めに帰すべき誤納品等の是正に要する送料は弊社負担です。障害メディア等・付属品は、別途合意した場合、次項による先行返却または第8条による返送の場合を除き、復旧データと同時に返却します。
6．弊社は料金・費用の全額受領まで、障害メディア等、復旧データおよびその保存メディアの引渡しを留保できます。ただし、第6条第1項の翌月末日払いの法人は除きます。復旧データを記録したお客様の保存メディアも留保対象とし、返却は第8条第3項によります。障害メディア等・付属品のみの先行返却は復旧データの納品ではなく、既に適法に発生した支払義務を免除しません。留保中のデータは第10条第3項第③号に従い保管します。

第5条 ＜ データ復旧の成功および料金の発生 ＞

1．弊社は正式発注前に、希望するデータの範囲・優先順位、成功条件、料金および可読性等の確認範囲・確認できない事項を、書面または電磁的方法によりお客様と合意します。個別合意のない事項は以下によります。
2．作業終了後、取り出したデータの一覧、成功条件に対する結果および確認できた事項・できなかった事項を報告します。
3．指定したデータが合意した成功条件を満たし、納品可能となった旨の報告がお客様に到達した時に復旧料金が発生します。実際の納品完了は要しません。ただし、次項の場合は同項によります。
4．指定データの一部のみが成功条件を満たす場合、指定がない場合または全データ等の包括指定の場合は、結果・料金を提示し、お客様が書面または電磁的方法で納品を承諾した時に復旧料金が発生します。無応答は承諾とせず、納品を受けない場合は復旧料金は発生しません。ただし、次項ただし書の料金・送料は必要です。
5．成功条件を満たさず前項の承諾もない場合、または復旧できたデータがない場合、復旧料金は発生せず媒体を返却します。ただし、承諾済みの詳細診断料と通常の返送料はお客様負担とします。
6．データ一覧への掲載だけでは成功とせず、合意した確認範囲を超える可読性・完全性・目的適合性は保証しません。ただし、第1条第3項・第9条第1項は、合意した成功条件を満たす義務や弊社の責めに帰すべき不備への対応を免除しません。納品後の確認・対応は第7条によります。

第6条 ＜ 料金および費用の支払 ＞

1．詳細診断終了後または第5条による復旧料金発生後、速やかに請求書を発行します。個人（個人事業主を含みます）は復旧データの納品時までに第2項の方法で支払い、法人（その他の団体を含みます）は請求書発行月の翌月末日までに支払います。ただし、初回取引の法人は納品前に支払います。媒体のみの返却は本項の納品には当たらず、納品を伴わない請求は第3項によります。
2．支払方法は弊社指定のオンライン決済・銀行振込・現金払い等とし、対応方法は事前にご案内します。新橋Labでは支払方法を事前に決め、カード・QRコードはオンライン決済、現金は窓口で承ります。銀行振込は原則前入金とします。ただし、本条に定める支払期限または個別の合意がある場合は、その条件に従います。振込手数料はお客様負担です。
3．復旧不可・キャンセル時の詳細診断料や中止時の実費等、納品を伴わない請求は、個人および初回取引の法人について請求書発行日の翌日から14日以内の支払とします。返還すべき前受金は精算確定後14日以内に返還します。
4．前払・納品時払いの支払期限は、納品可能・請求額の通知到達の翌日から14日以上設けて通知します。それ以前の納品を希望する場合は第1項によります。期限後も未払いの場合は相当期間を定めて催告し、是正がなければ第13条第③号により解除できます。精算は履行状況・解除理由・法令に従い、解除のみを理由に復旧料金全額を当然に請求せず、未払い・解除を理由に未納品データを自動消去しません。

第7条 ＜ データの取扱いおよび復旧データのバックアップ ＞

1．本サービスの性質上、作業の過程で障害メディア等に記録されたデータが変化または消失することがあります。これは障害メディア等の損傷や劣化に起因するものであり、弊社の責めに帰すべき事由による場合を除き、弊社は責任を負いません。
2．弊社は、復旧データ保存メディアがお客様に到達した日（配送の場合は配送業者の配達完了記録の日、受付店舗でお受け取りの場合は引渡日）から7日間、復旧データのバックアップを保管します。お客様はこの期間内に復旧データの内容を確認し、読み出し不良等の不備がある場合は弊社に申し出るものとします。
3．期間経過後、バックアップを復元できない方法で消去します。ただし期間内に不備の申出があれば、第10条第3項第①号に従い対応終了まで必要なデータを保管します。消去済みデータによる再納品等はできませんが、第5項の請求権・第6項の是正義務を免除しません。媒体のみの返却・受取拒否・返送不能では未納品データの保管期間は開始しません。
4．前2項のバックアップはお客様のデータ保全を目的とするものではなく、弊社はその完全性を保証しません。
5．第2項の7日間はバックアップの保管期限であり、お客様の法令上の請求権を失わせるものではありません。
6．弊社の責めに帰すべき転記漏れ、誤納品その他の不備は、無償で是正します。

第8条 ＜ 長期未引取り時の返送および返送不能時の対応 ＞

1．診断報告後に正式発注・返却指示なく30日が経過した場合、または復旧完了・復旧不可・キャンセル・契約終了に伴う返却案内後30日が経過した場合、期間中に登録電話番号・メールへ連絡しても連絡が取れず、または引取り・返却方法の合意に至らないときは、媒体・付属品を以下により返送できます。別途引渡日等の合意がある場合はその合意に従います。
2．お客様は本条の条件での返送にあらかじめ同意します。弊社は返送物・返送先・予定日・通常送料が着払いとなる旨を登録住所への書面または登録メールへ通知し、発送・送信日の翌日から14日以上経過後、返信や追加の承諾がなくても最新の届出住所へ返送できます。店頭受取り希望の場合も同様です。住所等の変更は速やかに届け出てください。不達判明時は他の把握した連絡先へも連絡を試みます。返送先への配送不能を把握した場合は発送せず、第4項により個別対応します。
3．留保中の復旧データとこれを記録した保存メディアは返送対象外とします。お客様の保存メディアは留保中のデータがなければ返送し、記録済みの場合は既存データ・権利関係を確認して返却方法を協議します。返送のためにお客様のデータを承諾なく消去しません。
4．返送先への配送不能を把握した場合、または受取拒否・宛先不明等で返送品が戻った場合は個別対応とし、理由・通知記録・配送記録を保存して、引取り・返送先の確認を求めます。書面またはメールの発送・送信日の翌日から30日以上の回答期間を設け、不達時は他の把握した連絡先へも連絡を試みます。この期間の経過によって処分等の権限は生じません。
5．返送不能・受取拒否・期間経過・無応答・未払いのみをもって返却完了または権利放棄とは扱わず、媒体・付属品・復旧データ・保存メディアを消去・廃棄・売却しません。返送不能物は適切に保管し再返送等を協議します。協議不能時は法令に従い個別に対応し、一方的な処分権限は生じません。弊社の作業用複製・納品後バックアップは第7条・第10条によります。
6．返送は既に適法に発生した支払義務を免除しません。初回返送の通常送料はお客様負担、弊社の責めに帰すべき追加送料は弊社負担とします。返送品の戻り・再返送の追加送料は、お客様の責めに帰すべき事由による合理的な実費に限り請求し、再返送前に方法・費用負担を確認します。本条による処分費・定額違約金は請求しません。

第9条 ＜ 免責事項 ＞

1．障害メディア等に記録されていたデータは障害発生時点で損傷している可能性があるため、弊社は、復旧データの整合性、完全性、可読性および特定の目的への適合性を保証しません。

2．弊社は、輸送中に生じた障害メディア等および復旧データ保存メディアの滅失、毀損または配送遅延について、弊社の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負いません。
3．弊社は、障害メディア等の損傷、劣化または経年変化の進行に起因して本サービスの過程で生じた障害の悪化、データの変化、消失または紛失について、弊社の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負いません。
4．弊社は、天災地変、火災、停電、通信障害、感染症の流行、法令の改廃その他弊社の責めに帰すことのできない事由により本サービスの提供が遅延または不能となった場合、その責任を負いません。
5．本サービスに関して弊社が損害賠償責任を負う場合、その範囲および上限は第11条の定めによります。

第10条 ＜ 機密保持および個人情報の保護 ＞

1．弊社は、障害メディア等に含まれるデータ、復旧データおよび診断に関する情報を機密情報として管理し、お客様の事前の承諾なく第三者に開示または漏洩しません。弊社は、本サービスに必要な範囲を超えてこれらを閲覧、利用または複製しません。ただし、開示については次の場合はこの限りではありません。
① 法令上の守秘義務を負う専門家（弁護士、公認会計士、税理士等）に開示する場合
② 裁判所の令状、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会書その他法令に基づく書面による正当な開示請求に応じる場合
2．弊社は、障害メディア等に含まれる個人情報を、個人情報の保護に関する法律および
弊社プライバシーポリシー（https://data-recovery.co.jp/privacy）に従って取り扱います。
3．弊社が保有する複製・バックアップ・未納品データは次のとおり扱い、お預かりした媒体の既存データを消去する権限は生じません。第③号の対象は取扱い確定まで同号を優先します。
① 納品後：第7条の期間経過後に作業用複製・バックアップを消去します。期間内の不備の申出には必要なデータを対応終了まで保管し、終了後7日以内に消去します。法令上保管が必要な場合は必要な範囲・期間に限り保管します。
② 復旧不可・キャンセル・正式発注に至らない場合：媒体がお客様に実際に返却された日から7日以内に納品義務のない作業用複製を消去します。不備対応・法令上必要なデータは必要な範囲・期間に限り保管し、不要となってから7日以内に消去します。発送・受取拒否の日は返却日としません。
③ 未納品の場合：引渡し留保中、納品承諾の確認中、契約終了後も取扱い未確定のデータは、媒体のみの返却・未払い・無応答・受取拒否を理由に自動消去しません。納品、権限を有するお客様の具体的な消去指示、法令に基づく個別対応で取扱いを確定します。納品を受けない旨だけで、媒体の既存データを含む一切の消去指示とは扱いません。
4．弊社は、お預かりしたデータの漏えい、紛失その他の事故を把握した場合、速やかにお客様に通知し、被害の拡大防止に努めます。
5．本条の義務は、契約の終了後も存続します。

第11条 ＜ 損害賠償の範囲および上限 ＞

1．本サービスに関し、弊社の債務不履行または不法行為によりお客様に損害が生じた場合、弊社は法令に従って賠償責任を負います。ただし、弊社の過失（重大な過失を除きます）による場合に限り、賠償の対象は、お客様に現実に生じた通常かつ直接の損害とし、特別の事情から生じた損害、間接損害および逸失利益は、弊社がその事情を予見し、または予見できた場合であっても、対象外とします。
2．前項ただし書の場合、弊社の損害賠償額の総計は、当該案件についてお客様が承諾した詳細診断の料金および正式発注したデータ復旧の料金の合計額（税込）と、金10万円のいずれか高い額を上限とします。
3．前2項の制限は、弊社（弊社の役員および従業員を含みます）の故意または重大な過失による損害、およびお客様の生命または身体に生じた損害には適用しません。
4．本条は、契約の解除等に伴い弊社が負う料金の返還義務を制限するものではありません。

第12条 ＜ 権利義務の譲渡禁止 ＞

お客様および弊社は、相手方の事前の書面による同意なく、本規約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、担保に供し、その他の処分をすることはできません。

第13条 ＜ 契約の解除 ＞

お客様が次の各号に該当する場合、弊社は本規約に基づく契約を解除し、障害メディア等を返却できます。ただし、第③号は同号の催告を要します。長期間引取り等がない場合の返送は第8条によります。
① 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納により督促を受けた場合
② 支払の停止、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申立てがあった場合
③ 本規約上の義務に違反し、相当の期間を定めた催告後も是正されない場合
④ 第2条第1項の保証に反することが判明した場合、または障害メディア等もしくはそのデータが犯罪行為に関係することが判明した場合
⑤ 弊社または弊社従業員に対する暴言、脅迫、不当な要求その他本サービスの継続を困難とする行為があった場合
⑥ その他本規約に基づく契約を継続し難い重大な事由が生じた場合
解除した場合、弊社は、提供済みの業務について第3条から第6条に従って精算します。

第14条 ＜ 反社会的勢力の排除 ＞

1．お客様および弊社は、自己、自己の役員または従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、および反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し、保証します。
2．相手方が前項に違反した場合、お客様または弊社は、何らの催告なく直ちに本規約に基づく契約を解除することができます。

第15条 ＜ 本規約の変更 ＞

1．弊社は、法令の改廃、社会情勢の変化、サービス内容の変更その他の合理的な理由がある場合、民法第548条の4の規定に基づき本規約を変更することができます。
2．弊社は本規約を変更する場合、効力発生日を定め、変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、効力発生日の相当な期間前までに弊社ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知します。

第16条 ＜ 協議、準拠法および管轄 ＞

1．本規約に定めのない事項、または本規約の解釈に疑義が生じた事項については、お客様と弊社が誠意をもって協議し、解決します。ただし、協議は訴えの提起その他の権利行使の前提条件ではありません。
2．本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
3．本規約に関して生じる紛争については、訴額に応じ、仙台または東京の地方裁判所または簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。お客様が事業者である場合、この合意は専属的なものとします。お客様が消費者である場合は、お客様の住所地を管轄する裁判所にも訴えを提起することができます。
4．本規約の改定日前に弊社が受け付けた申込みについては、改定前の規約を適用します。
5．本規約の一部の条項が無効とされた場合も、その他の条項は引き続き効力を有します。